

＜自殺予防に関する指導についての参考資料等＞

児童生徒の自殺予防については、これまでも各学校において積極的に取り組んでいるところです。しかし、自殺者全体の総数は減少傾向にあるものの、自殺した児童生徒数は令和4年には過去最多となりました。また、SNSを利用した卑劣な事件も発生していることから、事件の再発や児童生徒の自殺を未然に防ぐためには、各学校において自殺予防教育が適切に推進されることが重要であると言えます。さらに、命や暮らしの危機に直面したときのSOSの出し方に関する教育を進めることも必要です。このことから、以下の通知や参考資料等を基に、一層の自殺予防教育の推進が求められます。

○通知

児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）	文科省 R6.2
児童生徒の自殺予防について（通知）	文科省 R5.6
児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について（通知）	文科省 H30.8
児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について（通知）	文科省 H30.1

○参考資料等（令和6年2月現在）

 	 	 
<p>「教師が知っておきたい 子どもの自殺予防」 (文科省 H21.3)</p>	<p>「子供の自殺が起きたときの 緊急対応の手引き」 (文科省 H22.3)</p>	<p>「子供に伝えたい自殺予防」 (文科省 H26.7)</p>
 	 	
<p>わたしの健康 (小学生用)</p>	<p>かけがえのない自分、かけがえのない健康 (中学生用)</p>	
<p>「24時間子供SOSダイヤル」 TEL 0120-0-78310</p>  	<p>「宮城県自死対策推進センター」 TEL 0229-23-0028 電話相談：月～金 9:00～16:00 面談相談：予約制。事前に電話予約。</p>  	<p>「子供の相談ダイヤル」 TEL 022-784-3568 電話相談：月～金 9:00～16:00 (祝休日・年末年始休み)</p>  

＜児童虐待防止、ヤングケアラーについての参考資料等＞

こども家庭庁によると、児童虐待について児童相談所での令和4年度の虐待相談対応件数は21万9170件（速報値）で、前年度より5.5%増え過去最多となっています。総数のうちの約1万6035件は学校等からの相談によるもので、学校関係者が虐待の発見・対応に当たり、重要な役割を果たしております。しかし、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第19次報告）」では、児童虐待による死亡事故例は年間70件を超えていることが報告されるなど、多くのかけがえのない命が失われております。学校と関係機関との連携不足などの課題があることも指摘されております。

また、ヤングケアラーと言われる、本来大人が担うべき家事や家族の世話などを日常的に行っている児童生徒についても、近年ニュース等で問題視されております。そのような児童生徒は、家庭のケアのため不登校に陥ったり、心理的な負担から心身の健康を害したり等の問題が懸念されることから、実態把握と早期支援が重要となります。

以下に、児童虐待防止、ヤングケアラーに関する通知や参考資料等を示します。学校と関係機関の連携強化、早期発見・対応にお役立てください。

○通知

児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について	文科省 H31.2
学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）	文科省 H31.2

○参考資料等（令和6年2月現在）

 <p>学校現場における虐待防止に関する研修教材</p> <p>文科科学省 令和2年1月23日</p>	 <p>学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き</p> <p>文科科学省 令和2年6月改訂版</p>	 <p>スクリーニング活用ガイド</p> <p>文科科学省 作成 大阪府立大学山形朝子研究室 令和2年3月27日</p>
<p>「学校現場における虐待防止に関する研修教材」 (文科省 R2.1)</p>	<p>「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」 (文科省 R2.6 改訂)</p>	<p>スクリーニング活用ガイド ～表面化しにくい児童虐待、いじめ、経済的問題の早期発見のために～ (文科省 R2.3)</p>
 <p>子どもの虐待から守るのに、理由はいろいろあるけれど、まずは連絡189</p>	 <p>体罰等によらない子育てを 広げよう！</p>	 <p>児童虐待への対応のポイント ～見守り・気づき・つなぐために～</p>
<p>「児童相談所虐待対応ダイヤル189」 (こども家庭庁)</p>	<p>「体罰等によらない子育てを 広げよう」 (こども家庭庁)</p>	<p>手引き「児童虐待への対応のポイント～見守り・気づき・つなぐために～」 (文部科学省)</p>
 <p>ヤングケアラーとは</p>		 <p>ヤングケアラーについて</p>
<p>「ヤングケアラーについて」(こども家庭庁)</p>	<p>「ヤングケアラーについて」(文部科学省)</p>	